

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】5

### ◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】8

北九州市告示第 361 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 10 月 14 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 3 年 12 月 29 日から令和 4 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 9 月 1 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
	2 台	令和 3 年 9 月 10 日	西海岸自転車保管所
	1 台	令和 3 年 9	

		月 2 4 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 4 台	令和 3 年 9 月 7 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	2 3 台	令和 3 年 9 月 2 7 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 3 年 9 月 1 0 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 3 年 9 月 1 3 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 3 年 9 月 6 日	
	2 台	令和 3 年 9 月 7 日	
	3 台	令和 3 年 9 月 1 0 日	
	1 台	令和 3 年 9 月 1 6 日	
	1 台	令和 3 年 9 月 2 1 日	
	1 台	令和 3 年 9 月 2 2 日	
1 台	令和 3 年 9 月 2 8 日		
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 3 年 9 月 2 1 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 3 年 9 月 2 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	令和 3 年 9 月 1 0 日	
	3 台	令和 3 年 9 月 1 3 日	
	2 台	令和 3 年 9 月 1 6 日	

	1 台	令和 3 年 9 月 2 2 日	
	3 台	令和 3 年 9 月 2 8 日	
若松区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 3 年 9 月 1 4 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 9 月 3 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 3 年 9 月 2 9 日	
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 0 台	令和 3 年 9 月 1 4 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 3 年 9 月 9 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6
八幡西区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 3 年 9 月 3 日	藤田自転車保管所
	3 台	令和 3 年 9 月 2 1 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 3 年 9 月 8 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 3 年 9 月 1 6 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 9 月 2 日	
	1 台	令和 3 年 9 月 9 日	
	1 5 台	令和 3 年 9 月 1 6 日	
	2 台	令和 3 年 9 月 2 4 日	

北九州市告示第 3 6 2 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 3 年 1 0 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町 1 3 番 2 号  
日揮触媒化成株式会社北九州事業所  
取締役北九州事業所長 鳥巢 進

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町 1 3 番 2 号  
日揮触媒化成株式会社北九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号） 別表第 1 の第 2 7 号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設
名称	C-28
能力	40 m <sup>3</sup> /分

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	1 2 時間/回
1 日当たりの使用時間	2 4 時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの量及び汚染状態

汚水量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	通常 0.0067 最大 0.0067
水素イオン濃度	通常 7 最大 9.5
浮遊物質量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 3 最大 10
化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 1未満 最大 1未満
窒素含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 1未満 最大 100
りん 含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 0.1未満 最大 0.1未満
窒素（アンモニア性窒 素等） ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 1未満 最大 100

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

当該特定施設から排出される汚水は、すべて産業廃棄物として処理するため、公共用水域への排水はない。

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 4排水口

イ 排水量及び汚染の状態

項目	変更前	変更後
排水の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	通常 11,392 最大 12,988	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 40 最大 60	同左

燐含有量 ( m g / ℓ )	通常 0 . 2 最大 0 . 9	同左
ほう素及びその化合物 ( m g / ℓ )	通常 5 最大 1 0	同左
ふっ素及びその化合物 ( m g / ℓ )	通常 4 最大 8	同左
窒素 ( アンモニア性窒素 等 ) ( m g / ℓ )	通常 4 0 最大 6 0	同左
生物化学的酸素要求量 ( m g / ℓ )	通常 1 0 最大 1 5	同左

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和3年10月14日から同年11月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

## 3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和3年11月4日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第727号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月14日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）